

# 裁判員参加意向を規定する要因および 意思決定プロセスの差異：制度施行前後の比較

上市 秀雄・楠見 孝

This study examined the relationship between the amount of legal knowledge, knowledge of the lay judge system, cognitive factors (i.e., perceived risk to one's life, perceived cost to act as a saiban-in "lay judge," perceived benefit to act as a saiban-in), emotions (anxiety, stress, and anticipated regret), and behaviors (i.e., intentions and requests to act as a saiban-in) in the lay judge system. First, we surveyed a sample of 307 citizens in 2007 and 700 citizens in 2012, and compared the decision-making processes in these two years using structural equation modeling. The results indicated that the effect of perceived benefit to act as a saiban-in on intentions was weaker in 2012 than 2007. In contrast, the effect of perceived cost was stronger in 2012 than in 2007. This may explain why the intention to act as a saiban-in was low in 2012, despite the greater knowledge of saiban-in processes in 2012 than in 2007. Second, the groups in 2012 were (1) males with a decision-making style defined by low responsibility scores, (2) males with high responsibility scores, (3) females with low scores, and (4) females with high scores. We examined the decision-making processes among the groups. For all groups, there was a cognitive process that perceived risk to one's life affected intentions to act as a saiban-in, mediated by the perceived cost to act as a saiban-in. However, emotional process differed among groups. Therefore, in order to increase intentions to act as a saiban-in, it is necessary to provide information that draws on individual differences (e.g., gender, decision-making style), particularly including emotional content.

Keywords: lay judge system (裁判員制度), decision-making style (意思決定スタイル), emotion (感情), structural equation modeling (共分散構造分析), individual differences (個人差)

## 1. はじめに

裁判員制度とは、一般市民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするべきかを裁判官と一緒に決める制度のことである。この裁判員制度は、一般市民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近でわかりやすいものとなり、司法に対する一般市民の信頼向上につながることを期待している。そして、平成 16

Differences in Decision Making Processes in the Lay Judge System: A Comparison of Citizens in 2007 and 2012, by Hideo Ueichi (Faculty of Engineering, Information and Systems, University of Tsukuba), and Takashi Kusumi (Graduate School of Education, Kyoto University).

年 5 月 21 日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が開始された (最高裁判所, 2005)。

裁判員制度施行前の 2007 年の時点における裁判員制度に対する一般市民の意識・認識に関して、最高裁判所 (2008) の調査では、裁判員制度がもうすぐ始まることを知っている人は 90.1% (「知っている」, 「知らない」の二者択一) であった。また酒井 (2009) の 2008 年の調査結果では、裁判員制度を知っているかの質問に対し、「詳しく知っている」1.7%, 「ある程度知っている」41.7%, 「あまり知らない」44.4%, 「全く知らない」11.3%, 「わからない、無回答」0.9%で、裁判員制度に対する認知度

は40%以上であった。加えて、裁判員制度の必要性に対する割合は、「必要」10.9%、「どちらかといえば必要」31.2%、「どちらかといえば必要ない」32.2%、「必要ない」17.7%、「わからない、無回答」8.0%となっており、40%以上の人たちが裁判員制度を肯定的にとらえていた。ただし、裁判員参加意向に関しては、最高裁判所(2008)の調査によると、回答者の内訳は「参加したい」4.4%、「参加してもよい」11.1%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」44.8%、「義務であっても参加したくない」37.6%、「わからない」2.0%となっている。また酒井(2009)の調査でも、「ぜひ参加したい」5.5%、「参加してもよい」27.3%、「できれば参加したくない」44.1%、「絶対に参加したくない」20.5%、「わからない・無回答」2.6%となっており、参加意向はそれほど高いものではなく、どちらかというに参加を拒否する傾向がみられる。

裁判員制度施行1年後(2010年5月)の調査では、裁判員制度を「詳しく知っている」3.2%、「ある程度知っている」49.9%、裁判員制度は「必要」16.6%、「どちらかといえば必要」40.7%、というように認知度は施行前よりも増えている。しかしながら裁判員参加意向に関しては、「ぜひ参加したい」7.0%、「参加してもよい」26.6%となっており、酒井(2009)の結果とほとんど変化はなかった(加藤, 2010)。つまり裁判員制度に対して肯定的な人たちは増加しているにもかかわらず、自分自身が裁判員として参加することについてはそれほど肯定的ではないという傾向があることがうかがえる。

人々の参加意向を高めるためには、十分な情報の提供が重要であることが指摘されている(織, 2003)。裁判員制度に関しても、施行前から、最高裁判所や官公庁のWebページ、マスメディアなどで情報の提供がされている。しかし前述のように、裁判員制度自体に対する肯定的意識と消極的な裁判員参加意向というギャップが生じているのである。この原因を解明するためには、裁判員制度前というまだ一般市民が裁判員制度に対して想像するしかなかった状況での裁判員制度に対する認識と、裁判員制度が実際に実施されて、現実の状況や問題点がある程度理解した上での認識とを比較することが必要不可欠といえる。それらによって裁判員制度を維持し、一般市民の参加意向を高めるため必要なことを明らかにすることができると思われる。

そのためには、第1に、裁判員制度施行前と施行後とでは、裁判員参加意向と関連する意思決定の諸要因(上市・楠見, 2006; 2010)で用いられた知識量、不安感・ストレス、ベネフィット、コスト、リスク認知など)に対する一般市民の認識、およびそれら要因間の関連性がどのように変化しているのかについて具体的に明らかにする必要がある。上市・楠見(2006, 2010)のモデルでは、(a)外的な影響を受けにくく、人為的な操作が困難で、変化しにくい外生変数(たとえば年齢、パーソナリティのような一般的傾向性など)が、各個人のメディアなどに対する情報接触量、法律や裁判員制度に関する知識など、操作によって変化が可能な内生変数に影響を及ぼすと考える。そして、(b)これら情報接触量や知識量の違いが、人々の裁判員制度に対する不安や後悔などの感情・ストレス要因、およびリスク、コスト、ベネフィットなどの認知要因に影響を及ぼし、その結果、(c)裁判員制度への参加意向や要望などへの具体的な行動や意思表示などに影響すると仮定している。

このモデルによって、裁判員参加意向に直接および間接的に影響を及ぼしている要因は何であるか、そしてそれら要因の影響力がどのように変化したのかがより詳細に明らかにできるといえる。たとえば、裁判員制度に関する知識量は、裁判員制度施行前から継続的に官公庁やメディアから情報が提供されているため、施行前よりも多いと予想される。そしてそれら知識が増えることにより、「法律をしらないので正しい判断ができないかもしれない」、「間違った判断をするかもしれない」という不安感は、低減されていると考えられる。さらに裁判員制度に対する社会の理解も進んで、「裁判員になると職場に迷惑がかかる」、「裁判員になると仕事に支障がでる」などの参加意向を抑制するようなことに対する意識についても低いと思われる。

それに対して、裁判員になることの面倒くささなどのコスト認知やストレスなどについてはあまり改善していないことが予想される。自分の担当する事件の内容、審理期間などは、裁判員候補者の選任手続き当日までわからない。最高裁判所(2012)の報告書によると、平成21年から平成24年5月までの累計で、開廷回数2回以下の場合、判決件数98件、平均評議時間343.9分、開廷回数3回は1,631件、4,197分、開廷回数4回は1,137件、547.6分、開

延回数5回は384件、655.9分、6回以上は343件、972.8分となっており、担当する事件によって、開廷回数や評議時間に開きがある。そのため、自分が担当する裁判が短期間でなかった場合、スケジュール調整がより難しくなり、引き受ける意思があったとしても、引き受けにくいと思われる。また、裁判員のストレスに関する事例もマスメディアによって報告（裁判員が訴訟を起こした事例：裁判員裁判で被害者の遺体の写真を見せられるなどしたために急性ストレス障害になったと主張した女性の原告が国に対して200万円の慰謝料を請求した。しかし平成26年9月福島地裁で、原告側の請求を退けた）されており、裁判員の心身の負担が顕在化してきている。

加えて、裁判員制度に対する認識と直接的・間接的に関連する要因が裁判員参加意向に及ぼす影響力、つまり意思決定プロセスにも違いが生じているかもしれない。裁判員制度施行前は、最高裁判所やマスコミによって、裁判員裁判を導入することのベネフィット（例：裁判に市民感覚を反映することができる、一般市民にそれほど負担はかからないなど）が報道されていた。しかし裁判員裁判が始まり、裁判員経験者の実際の体験談（裁判員として参加することの具体的なデメリットなど）も報道されている。そのため、裁判員裁判に対するベネフィットが裁判員参加意向に及ぼす影響力は、施行前よりも施行後の方が、弱い可能性もある。

よってこれらを明らかにするためには、裁判員制度施行前と施行後とで裁判員参加意向と関連する要因がどの程度変化しているかだけでなく、それら要因が裁判員参加意向などに及ぼす影響（意思決定プロセス）が、どのように異なっているのかについて明らかにする必要がある。

第2に、今現在（裁判員制度施行後）における人々の裁判員参加意向に影響する要因について明らかにするためには、個人差要因による意思決定プロセスの違いも検討する必要がある。その個人差要因の一つに意思決定スタイルがあげられる。たとえば、熟慮型の人には情報を満遍なく収集して十分考えて検討する傾向があり、短慮型の人には十分な時間を使わず、最も不快でない選択肢を選ぶ傾向がある（Janis & Mann, 1977）。その他にも、後悔回避（後悔回避傾向が高い人は不適切な行動を回避する傾向（Ueichi & Kusumi, 2008）、ギャンブルに対し

て否定的（Li, Zhou, Sun, Rao, Zheng, & Liang, 2010）、選択肢比較（上市・高橋, 2005）、悲観主義（Seligman, 1991）など様々な次元あるいは因子が存在し、人々の意思決定に影響を及ぼしている。

それら意思決定スタイルの中で特に重要なものは責任感と考えられる。裁判員裁判に参加するという意思決定は、個人的な意思決定（意思決定の結果が、基本的にその意思決定者自身に影響するような意思決定のこと。たとえば消費行動のように、あるものを買った場合、買ったことによる満足度、後悔などは、その購入者個人あるいはごく少数の身近な人たちに生じ、意思決定者自身と直接関係のない第三者には影響しない）のみならず、社会的な意思決定（意思決定の結果が、自分自身のみならず、不特定多数の他者にも影響するような意思決定のこと。たとえば、社会参画の一つでもあるボランティア活動や環境保全活動などは、自分自身の行動の結果が自分自身のやりがいや満足度を高めたり、他者や環境などにより効果を生じるだけでなく、場合によってはそれら活動時間を確保するために誰かにその期間の業務を変わってもらう、休曜日を変更してもらうなどの負担をかけることになるかもしれない）両方の側面がある。川市・木村・大木（2009）のボランティア活動者に対する調査によると、ボランティア活動をする際に必要とされる能力の一つとして、責任感が示されている。また吉田（2009）は、リサイクル行動をする人は、責任感が強いことを明らかにしている。このように責任感は、社会的な意思決定の一つでもある裁判員参加意向に影響を及ぼしている可能性がある。ただし先行研究では、この責任感の違いが、どのような要因を変化させ、それら要因がどのように行動に影響を及ぼすのかについては明らかにされてない。これらが明らかとなれば、責任感の高い人と低い人それぞれに対して、裁判員参加意向を高めるための適切な情報提供や効果的なアドバイスなどができるようになるとと思われる。

加えて、男女差について考慮することも必要と考えられる。裁判員裁判では重大事件（殺人、放火、強姦、強盗など）を審理する。そもそも重大事件は不愉快なものなので、裁判員として審理する時に、恐怖や怒りなどの激しい情動や感情が喚起されることが予想される。多くの人々は、これら強い不快感を伴う強い情動や感情が生じることを避けたいと考えられると思われる。そのため、不快感

表1 2007年, 2012年調査対象者の男女, 職業別人数

|         | 学生 | 主夫<br>主婦 | 会社員 | 公務員 | 研究・<br>教育機関 | 自営業 | アルバイト | パート<br>タイム | 無職 | その他<br>専門職 | その他<br>職業 | 計   |
|---------|----|----------|-----|-----|-------------|-----|-------|------------|----|------------|-----------|-----|
| 2007年調査 |    |          |     |     |             |     |       |            |    |            |           |     |
| 男性      | 4  | 0        | 86  | 4   | 2           | 20  | 9     | 1          | 10 | -          | 2         | 138 |
| 女性      | 6  | 72       | 38  | 4   | 3           | 11  | 3     | 38         | 5  | -          | 3         | 183 |
| 計       | 10 | 72       | 124 | 8   | 5           | 31  | 12    | 39         | 15 | -          | 5         | 321 |
| 2012年調査 |    |          |     |     |             |     |       |            |    |            |           |     |
| 男性      | 19 | 0        | 157 | 18  | 6           | 40  | 24    | 6          | 67 | 7          | 6         | 350 |
| 女性      | 7  | 165      | 73  | 3   | 1           | 15  | 8     | 44         | 23 | 8          | 3         | 350 |
| 計       | 26 | 165      | 230 | 21  | 7           | 55  | 32    | 50         | 90 | 15         | 9         | 700 |

註：2007年調査データは本研究で使用したデータの内訳ではなく、上市・楠見(2008)で分析に使用したデータの内訳である。またその他専門職はその他職業としてカウントされている。

と関連する情動の喚起されやすさの違いは、裁判員として参加する時の意思決定に影響を及ぼす可能性がある。野口・佐藤・吉川(2005)は、7つの情動(Amusement, Contentment, Anger, Disgust, Fear, Sadness, Surprise)を喚起させる動画刺激を提示し、女性の方が、男性よりもこれら情動(Disgustを除く)を強く喚起する傾向があることを示している。

これらのことから、意思決定スタイルや男女差の影響を踏まえた上で、裁判員制度施行前と施行後の意思決定プロセスの違いを明らかにできれば、裁判員参加意向を高めるために、どの要因を操作・変化させればよいかより詳しくわかり、その結果、裁判員参加意向を高めるためのより具体的な方策を立てるときの指針にもなると考えられる。

よって本研究では、以下のことについて検討する。(1) 裁判員制度施行2年前と施行3年後の一般市民の裁判員制度に対する認識を比較し、裁判員参加意向を支える意思決定プロセスがどのような変化したのかを明らかにする。これらに基づき、裁判員制度に対する認知が高くなったにもかかわらず、裁判員参加意向がほとんど高くなっていない原因について検討する。(2) 裁判員制度施行3年後において、意思決定スタイル、男女差による裁判員参加意向を支える意思決定プロセスの違いについて明らかにする。そしてこれらに基づき、(3) 裁判員制度の参加意向を高めるための方策について議論する。

## 2. 方法

調査対象者 調査会社に依頼し、2012年10月にWeb調査を行った。層化抽出法により、男女別と年代別(20, 30, 40, 50, 60代)の人数が同じに

なるように、合計700名のデータを収集した。

質問項目 裁判員参加意向・要望(裁判員参加意向1項目、裁判員制度に対する要望4項目、裁判員制度適用に対する要望3項目)、感情・ストレス要因(不安感5項目、ストレス4項目、後悔予期2項目)、認知要因(裁判員ベネフィット認知3項目、裁判員コスト認知3項目、裁判員リスク認知3項目、生活リスク認知3項目)、情報接触量・知識量(メディア情報接触量4項目、裁判員制度情報接触量2項目、裁判員制度知識量4項目)については、上市・楠見(2010)で使用した項目を用いた(表1参照)。なおメディア情報接触量(一日あたりの時間)を除き、5段階評定(1:あてはまらない~5:あてはまる)で評定した。

法律に関する知識量については、刑事民事事件に関する一般的知識を問う問題7問(問題例:刑事事件では基本的に被告人が無罪であることを立証する必要がある。正解:誤り)、トラブル対処の知識4問(問題例:友人とのお金の貸し借りでトラブルになった。このような場合警察では取り扱ってくれないので、弁護士等に相談に行く方がよい。正解:正しい)、裁判員裁判に関する一般的知識4問(問題例:裁判員裁判では裁判官1人、裁判員1人以上を含む裁判官と裁判員の過半数が有罪と認めた場合、被告人は有罪となる。正解:正しい)の計15問を出題し、正しい、誤り、わからない、のどれか一つを回答させた。なお分析の際には、各知識の正解の合計数を用いた。

意思決定スタイル 楠見・上市(2008)が作成した48項目からなる尺度を用いた(付録参照)。

2007年の調査データについて(上市・楠見, 2008)調査対象者は、調査会社が保有するモニター5,600

人以上の中から、性別・年齢層に基づく層化抽出法によって600名を選んで、質問紙を配布回収した。表1に2007年と2012年の調査対象者の内訳を示す(2007年と2012年の調査対象者の内訳人数の割合に大きな違いはなかった)。調査項目および評定方法については、上記2012年調査と同じである。ただし法律に関する知識量および意思決定スタイルは測定していない。

### 3. 結果

#### 3.1 裁判員参加意向と関連する各要因の2007年と2012年との比較

##### 3.1.1 裁判員参加意向と関連する知識、認知要因、感情要因の変化

裁判員制度施行約2年前の意識や認識が、施行約3年後にどのように変化しているかをより詳細かつ具体的に明らかにするため、各要因の合成得点ではなく、2007年と2012年の各下位項目を用いてt検定を行った(なお欠損値のあるデータは取り除いたため、2007年のデータ数は307名となっている)。それらの結果を、表2に示す。

裁判員制度知識量に関して、4つ全ての項目において、2007年よりも2012年の方が有意に高かった。それに対し、裁判員制度参加意向・要望に関しては、ほとんどの項目で有意差は認められなかった。これらのことは、裁判員制度に対する知識が増えることだけでは、裁判員参加意向を高めたり、要望を緩和することはできないことを意味している。

認知要因に関して、2007年よりも2012年の方が有意に低かった項目は、生活リスク認知は3項目中2項目、裁判員リスク認知は3項目中2項目、裁判員ベネフィット認知は3項目中1項目だった。逆に裁判員コスト認知は3項目全てにおいて高かった。これらのことから、2007年と比較し、2012年は、「裁判員になると職場に迷惑がかかる」、「仕事に支障をきたす」、「自分のやりたいことがやれなくなってしまう」などの生活に関するリスク認知だけでなく、「後になって自分の判断が非難される」、「事件の関係者が脅される可能性がある」などの裁判員になることに対するリスク認知や「審理の時間が確保できる」という裁判員コスト認知も低いことがわかった。しかしその反面、「裁判官だけよりも重い判決が下せる」という裁判員裁判に対するベネフィットは低く、「裁判員になるといろいろと制約を受け

る」、「裁判で審理することが面倒である」といった裁判員になることに対する心理的なコストは高いこともわかった。

感情的・ストレス要因に関しては、裁判員になることに対する不安感5項目中3項目(裁判で間違った判断をするかもしれない、法律を知らないので正しい判断ができないかもしれない、裁判員としての職務を果たすことができないかもしれない)は有意、残りの2項目は有意傾向というように、2007年と比較し2012年の不安感は低かった。後悔予期については、「裁判で間違った判断をしたら裁判員になったことを後悔すると思う」は有意に低く、ストレス要因については有意差はなかった。

情報接触量に関しては、ニュースや情報番組をみる時間には差異はなく、新聞を読む時間に関しては、2007年よりも2012年の方が有意に短かった。インターネットの時間については顕著に長く、インターネットが一般に浸透してきていることもわかった。

また裁判員制度の記事やニュースを意図的にみる時間は長い反面、政府公報(パンフレット等)については短いこともわかった。

##### 3.1.2 裁判員参加意向に影響を及ぼす各要因間の関連性の差異

2007年および2012年における裁判員制度参加意向に影響を及ぼす要因間の関連性の違いを明らかにするために、2007年と2012年のデータを用い、上市・楠見(2008)の因果モデルを用いて、要因間の関連性を比較した。分析方法は、共分散構造分析法(多母集団同時分析, Amos 7.0)を用いた。図1は、2007年( $n = 307$ )と2012年( $n = 700$ )の関連性の結果を示したものである。なお顕変数の一つであるインターネット利用時間に関しては、潜在変数である情報接触量からのパス係数が5%水準で有意でなかったので分析から除外した。また裁判員ベネフィット認知の「裁判官だけよりも重い判決が下せる」、裁判員リスク認知の「守秘義務を守ることができる」、裁判員制度への要望の「守秘義務を緩和してほしい」の3つについても、パス係数が.19~.35と小さい値だったので分析から除外した。上段のパス係数は2007年、下段は2012年を示している。

モデルの適合度指標は、CFI = .851, PCFI = .790, GFI = .831, AGFI = .808, RMSEA = .044,

表2 裁判員制度に関する各項目における2007年と2012年の平均評定値(SD), およびt検定(自由度)の結果

| 項目                       | 制度施行約2年前<br>2007年3月(n=307) | 制度施行約3年後<br>2012年10月(n=700) | t(1005)   | Cohen's d |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| <b>裁判員参加意向・要望</b>        |                            |                             |           |           |
| 裁判員参加意向                  |                            |                             |           |           |
| 裁判員をやりたい                 | 2.21 (1.22)                | 2.19 (1.29)                 | .26       | .02       |
| 裁判員制度に対する要望              |                            |                             |           |           |
| 秘密厳守してほしい                | 4.11 (1.10)                | 4.12 (1.02)                 | -.15      | .01       |
| 身辺警護をしてほしい               | 4.06 (.98)                 | 3.95 (1.03)                 | 1.59      | .11       |
| 辞退理由を緩和してほしい             | 3.80 (1.06)                | 3.72 (1.20)                 | 1.08      | .07       |
| 守秘義務を緩和してほしい             | 2.23 (1.21)                | 2.85 (1.24)                 | -7.33***  | .45       |
| 裁判員制度適用に対する要望            |                            |                             |           |           |
| 自分がえん罪になった場合, 制度を適用してほしい | 2.93 (1.08)                | 3.04 (1.12)                 | -1.49     | .10       |
| 自分が被害者になった場合, 制度を適用してほしい | 2.91 (1.05)                | 2.94 (1.11)                 | -.44      | .03       |
| 自分が加害者になった場合, 制度を適用してほしい | 2.80 (.99)                 | 2.84 (1.08)                 | -.58      | .04       |
| <b>感情・ストレス要因</b>         |                            |                             |           |           |
| 不安感                      |                            |                             |           |           |
| 間違った判断をするかもしれない          | 3.88 (1.01)                | 3.72 (1.08)                 | 2.25*     | .15       |
| 法律をしらないので正しい判断ができない      | 3.87 (1.10)                | 3.58 (1.15)                 | 3.63***   | .26       |
| 裁判員としての仕事を果たせない          | 3.82 (.99)                 | 3.56 (1.12)                 | 3.64***   | .24       |
| 裁判官や他の裁判員等の意見に自分が左右される   | 3.54 (1.17)                | 3.40 (1.08)                 | 1.85†     | .13       |
| 裁判官, 検察, 弁護士等に自分の疑問を聞けない | 3.43 (1.24)                | 3.29 (1.17)                 | 1.70†     | .12       |
| ストレス                     |                            |                             |           |           |
| 人の人生を左右する判断をすること         | 4.01 (.98)                 | 4.00 (1.02)                 | .18       | .01       |
| 重大事件の判決を下すことにストレス        | 3.97 (1.00)                | 3.98 (1.04)                 | .14       | .01       |
| 守秘義務を守ることにストレス           | 3.81 (1.27)                | 3.79 (1.23)                 | .26       | .02       |
| 裁判員として周りから見られることにストレス    | 3.49 (1.11)                | 3.44 (1.21)                 | .60       | .13       |
| 後悔予期                     |                            |                             |           |           |
| 誤った判断をしてしまったら後悔する        | 4.02 (1.01)                | 3.88 (1.08)                 | 1.97*     | .13       |
| 守秘義務違反に問われたら後悔する         | 3.97 (1.12)                | 3.85 (1.07)                 | 1.52      | .11       |
| <b>認知要因</b>              |                            |                             |           |           |
| 生活リスク認知                  |                            |                             |           |           |
| 短期間でも休むと職場の人たちに迷惑がかかる    | 4.00 (1.02)                | 3.37 (1.30)                 | 7.46***   | .51       |
| 自分の仕事に支障がでる              | 3.94 (1.01)                | 3.49 (1.27)                 | 5.52***   | .38       |
| 自分の生活に支障がでてやりたいことができなくなる | 3.53 (1.06)                | 3.46 (1.14)                 | .90       | .06       |
| 裁判員リスク認知                 |                            |                             |           |           |
| 守秘義務を果たすことができる(反転項目)     | 3.71 (1.16)                | 3.72 (1.16)                 | -.03      | .01       |
| 後になって自分の判断が非難される         | 3.63 (.99)                 | 3.36 (1.07)                 | 3.71***   | .26       |
| 事件の関係者から脅される可能性がある       | 3.55 (1.03)                | 3.28 (1.09)                 | 3.72***   | .25       |
| 裁判員ベネフィット認知              |                            |                             |           |           |
| 裁判官だけよりも重い判決が下せる         | 3.62 (.87)                 | 3.14 (.86)                  | 8.16***   | .56       |
| 一般市民の意見が裁判に反映される         | 3.26 (.93)                 | 3.33 (1.01)                 | -1.05     | .07       |
| 裁判官だけより正しい判決が下せる         | 3.01 (.73)                 | 3.00 (.81)                  | .13       | .01       |
| 裁判員コスト認知                 |                            |                             |           |           |
| 裁判員になるといろいろな制約をうける       | 3.41 (1.09)                | 3.68 (1.11)                 | -3.59***  | .25       |
| 裁判員として審理することがめんどろ        | 3.04 (1.11)                | 3.38 (1.17)                 | -4.34***  | .29       |
| 審理の時間を確保できる(反転項目)        | 2.45 (1.30)                | 3.05 (1.42)                 | -6.39***  | .43       |
| <b>情報接触量・知識量</b>         |                            |                             |           |           |
| 情報接触量(一日あたりの時間:単位は分)     |                            |                             |           |           |
| 新聞を読む時間                  | 30.57 (28.75)              | 23.92 (31.10)               | 3.20**    | .22       |
| ニュースを見る時間                | 71.86 (55.73)              | 66.64 (59.38)               | 1.31      | .09       |
| 情報番組を見る時間                | 50.89 (54.87)              | 49.29 (54.06)               | .43       | .03       |
| インターネット利用時間              | 47.29 (65.20)              | 173.76(130.91)              | -16.07*** | 1.10      |
| 裁判員制度情報接触量               |                            |                             |           |           |
| 裁判員制度の記事やニュースをみる         | 2.97 (1.13)                | 3.12 (1.13)                 | -1.97*    | .13       |
| 政府公報(パンフレットなど)を見る        | 2.07 (1.03)                | 1.93 (1.04)                 | 1.91†     | .14       |
| 裁判員制度知識量                 |                            |                             |           |           |
| 裁判員制度のことを知っている           | 3.85 (1.12)                | 4.48 (.81)                  | -9.95***  | .69       |
| 法律の知識がなくてもできること          | 2.63 (1.42)                | 3.79 (1.19)                 | -13.45*** | .92       |
| 特別な理由がないかぎり辞退することはできないこと | 2.59 (1.55)                | 3.96 (1.13)                 | -15.82*** | 1.10      |
| 日当や旅費がでること               | 2.34 (1.50)                | 3.82 (1.38)                 | -15.36*** | 1.05      |
| 法律に関する知識量                |                            |                             |           |           |
| 刑事民事事件に関する一般的知識(7点満点)    |                            | 3.50 (1.99)                 |           |           |
| トラブル時の対処方法(4点満点)         |                            | 2.97 (1.16)                 |           |           |
| 裁判員裁判に関する一般的知識(4点満点)     |                            | 1.46 (1.28)                 |           |           |

註: † $p < .10$ , \* $p < .05$ , \*\* $p < .01$ , \*\*\* $p < .001$ .

反転項目の数値は反転させていない。法律に関する知識量については、2012年のデータしかないので、平均値と標準偏差を掲載した。

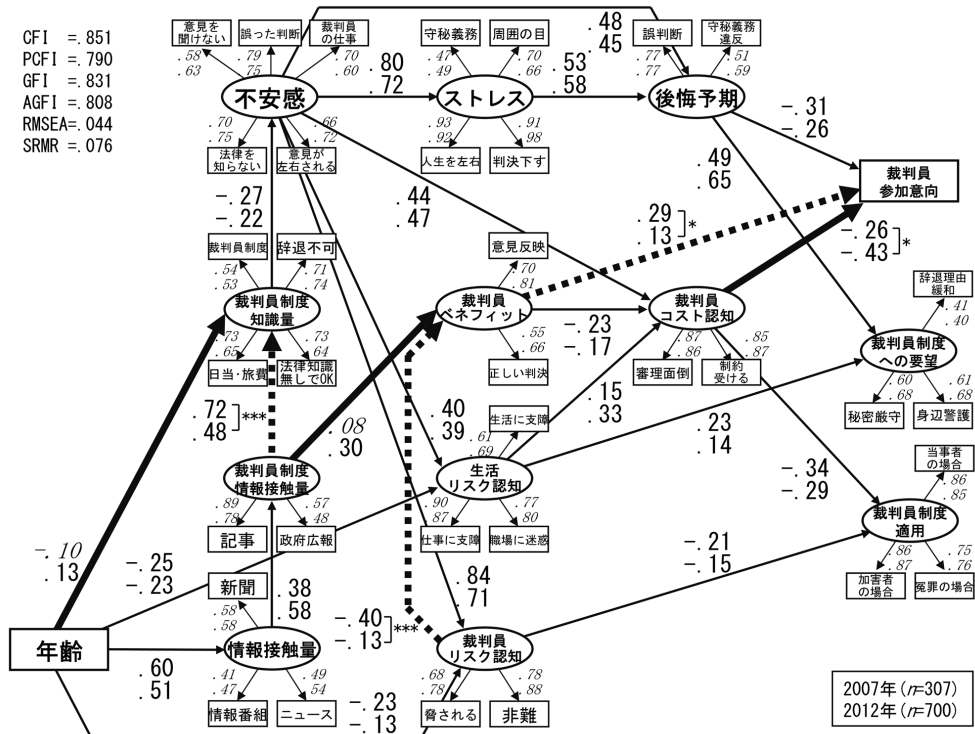


図1 2007年と2012年における裁判員参加意向に影響を及ぼす各要因間の関連性。

註：潜在変数および顕在変数には誤差変数を仮定しているが、図示は省略した。潜在変数間のパス係数がイタリック体のものは、5%水準で有意でないことを表す。パス係数値間が実線でつながれている箇所は、それら係数値間に有意差があることを表す (\*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$ )。ただし一方のパス係数が有意でない場合には\*は記載していない。太い実線は、2012年のパス係数が2007年よりも有意に強く、太い破線は弱いことを意味する。なお誤差変数間には相関は仮定していない。

SRMR = .076 とそれほどよい値ではないが、ある程度の適合度は認められたと考える。なお本研究では、適合度の高いモデルを見つけることよりも、裁判員参加意向と関連する様々な要因がどのように影響を及ぼし、そしてどのように変化しているかに焦点をあてるため、全ての要因をモデルに組み込んでいる。

2007年と2012年とのパス係数の値に有意差のあったところをみる。認知要因と裁判員参加意向との関連性に関して、裁判員ベネフィット認知が裁判員参加意向に及ぼす影響（一般市民の意見が反映されると思う人や裁判官だけでも正しい判決を下せると思う人ほど、裁判員をやりたいという意向を持つ）については、2007年のパス係数は .29、2012年は .13 となっており、2012年の方が有意に弱かった ( $|z| = 2.19, p < .05$ )。逆に裁判員コスト認知が参加意向に及ぼす影響（審理することが面倒と思う人や裁判員になるといろいろな制約を受け

ると思う人ほど、裁判員になりたくない）については、2007年 (-.26) よりも2012年 (-.43) の方が強かった ( $|z| = 2.20, p < .05$ )。加えて、裁判員リスク認知が裁判員ベネフィット認知に及ぼす影響（自分の判断が後になって非難される可能性があると思う人ほど、一般市民の意見は裁判で反映されないなどの意見を持つ）は、2007年 (-.40) よりも2012年 (-.13) の方が弱かった ( $|z| = 2.76, p < .001$ )。

感情要因と裁判員参加意向との関連性に関しては、後悔予期が裁判員参加意向に及ぼす影響（裁判で誤った判断をしたら裁判員になったことを後悔する傾向のある人ほど、裁判員になりたくないと思う）は、2007年 (-.31) と2012年 (-.26) では有意な違いは無かった。また後悔予期を規定している不安感やストレス（誤った判断をするかもしれないと不安に思っている人や人生を左右する決定することに対してストレスを感じるような人ほど、裁判員になって失敗した場合に後悔する傾向がある）に

についても有意差はなかった。

なお裁判員制度情報接触量が裁判員ベネフィット認知に直接及ぼす影響については、2007年は有意でなかったが、2012年(.30)は有意であった。裁判員制度情報接触量は、裁判員制度知識量を介して、不安感に影響（記事や政府公報を見る人ほど、裁判員制度に対する知識が多く、その結果裁判員になることに対する不安感が小さい）を及ぼしていることがわかった（ただし裁判員制度情報接触量から裁判員制度知識量への影響は、2007年は.72、2012年は.48となっており、影響力に差異があった（ $|z| = 3.22, p < .001$ ）。

年齢に関しては、2007年と2012年は共通して、年齢の高い人ほど情報接触量が多く、そのため裁判員制度情報接触量が多いこと、そしてまた年齢が高い人ほど裁判員リスク認知や生活リスク認知を低く見積もる傾向があった。

これらのことから、2007年と2012年とを比較すると、裁判員ベネフィット認知や裁判員コスト認知などの認知要因が裁判員参加意向に及ぼす影響（認知プロセス）には差異があるが、その一方で、不安感やストレスなどの感情要因が裁判員参加意向に及ぼす影響（感情プロセス）については、大きな違いがないことも示された。加えてこれら意思決定プロセスは、直接的・間接的に裁判員制度情報接触量の影響を受けていることもわかった。

### 3.2 2012年における裁判員参加意向に影響を及ぼす要因間の関連性：意思決定スタイル、男女別による比較

ここでは、現在の裁判員参加意向に影響を及ぼしている要因間の関連性についてより詳しくみるために、調査対象者を意思決定スタイルおよび男女別の4群に分類し、各要因間の関連性の強さを比較した。

#### 3.2.1 意思決定スタイル尺度に対する因子分析

楠見・上市(2008)が作成した意思決定スタイル尺度について、先行研究と同様の構造が認められるかを検証するために、因子分析法（最尤法、プロマックス回転）を用いて分析した。仮説通りの構造にならなかった5項目を除いて再分析した結果、楠見・上市(2008)で示された11因子のうち、類推的決定を除き、10因子（最大化方略因子、責任を持った決定因子、多い情報による混乱因子、迷い因

子、悲観主義因子、選択肢の比較因子、満足化方略因子、決定引き延ばし因子、衝動的決定因子、後悔回避因子）が確認された。また類推的因子の代わりに熟慮的決定因子が認められた（付録参照）。各因子（下位尺度）のクロンバックの $\alpha$ 係数については、11因子中9因子、.70を超えていた。これらの結果より、意思決定スタイル尺度は先行研究とほぼ同様の構造が得られたといえる。

#### 3.2.2 意思決定スタイル責任因子、男女別の各要因間の関連性の比較

前述したように、裁判員裁判への参加のような社会的な意思決定場面では、責任感が重要な要因の一つと考えられる。そこで、責任感を持った決定因子（以下責任因子）を含めた他の因子のうち、どの因子が裁判員参加意向・要望と関連しているかを明らかにするために、各因子の下位項目の合計値を独立変数、裁判員参加意向、裁判員制度への要望（4項目の合計値）、裁判員制度適用（3項目の合計値）を従属変数として、重回帰分析（ステップワイズ法）を行った。その結果、標準化偏回帰係数が5%水準で有意だったものは、裁判員参加意向については、混乱因子(-.14)、責任因子(.13)、迷い因子(-.12)(調整済み $R^2 = .074$ )、裁判員制度への要望については、責任因子(-.16)、最大化因子(.16)、悲観因子(.15)、混乱因子(.11)、迷い因子(.10)、衝動因子(.10)(調整済み $R^2 = .120$ )、裁判員制度適用については、悲観因子(-.18)、責任因子(.15)、迷い因子(-.10)、満足(.07)(調整済み $R^2 = .050$ )であった。調整済み $R^2$ 、標準化偏回帰係数は小さいものの、仮説通りに責任因子が、裁判員参加意向・要望に影響を及ぼすことが確認された。

前述の因果モデルに、法律知識の因子を加えて、裁判員参加意向・要望を規定する要因間の関連性の違いを共分散構造分析法（多母集団同時分析法）により検討した。なお調査参加者については、責任因子の高低（4項目合計値の平均未満を低群、平均以上を高群）および男女別の4群、つまり責任因子の下位項目合計値が低い男性群（以下、責任低-男性群； $n = 245$ ）、責任因子の合計値が高い男性群（責任高-男性群； $n = 105$ ）、責任因子の下位項目合計値が低い女性群（以下、責任低-女性群； $n = 246$ ）、責任因子の合計値が高い女性群（責任高-女性群； $n = 104$ ）の4群に分類した。



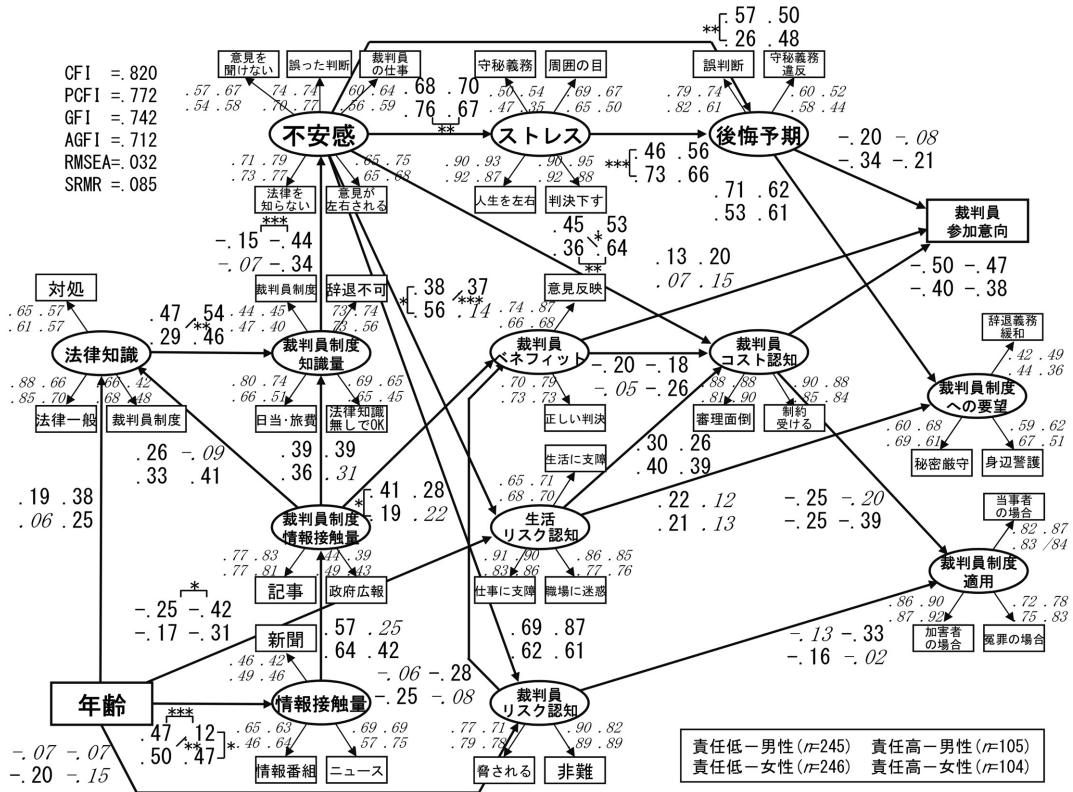


図2 2012年における男女、責任因子高低別の裁判員参加意向に影響を及ぼす各要因間の関連性。  
 注：誤差変数に関する仮定やパス係数の表示などは、図1と同様である。

図2は、各群の関連性の結果をまとめたものである。モデルの適合度指標は、CFI = .820, PCFI = .772, GFI = .742, AGFI = .712, RMSEA = .032, SRMR = .085で、それほどよい値ではなかったが、ある程度の適合度は認められたと考える。なおパス係数欄の左上は責任低-男性群、右上は責任高-男性群、左下は責任低-女性群、右下は責任高-女性群の値である。

認知要因が裁判員参加意向に及ぼす影響に関して、生活リスク認知が裁判員コスト認知を介して裁判員参加意向に及ぼす影響については、4群間で差異はなかった。その一方で裁判員ベネフィット認知が裁判員参加意向に及ぼす影響については、男性群は責任因子の高低に関係なく有意に影響を及ぼしていたが、女性群は有意な影響はないという違いがみられた。

感情要因が裁判員参加意向に及ぼす影響に関して、男性-責任高群以外の3群は、後悔予期が有意に影響を及ぼしていることがわかった。その後悔

予期は不安感による直接的・間接的な影響を受けており、不安感が後悔予期に直接及ぼす影響については、責任低-男性群 (.57) は責任低-女性群 (.26) よりも強いことがわかった ( $|z| = 2.56, p < .01$ )。不安感がストレスに及ぼす影響に関しては、責任低-女性群 (.76) は責任高-女性群 (.67) よりも強く ( $|z| = 2.45, p < .01$ )、そしてストレスが後悔予期に及ぼす影響については、責任低-女性群 (.73) は責任低-男性群 (.46) よりも強いこともわかった ( $|z| = 2.65, p < .001$ )。

不安感が認知要因に及ぼす影響に関して、不安感が裁判員コスト認知に及ぼす影響については、責任高-女性群 (.64) は責任低-女性群 (パス係数 .36,  $|z| = 2.50, p < .01$ ) や責任低-男性群 (.45,  $|z| = 1.96, p < .05$ ) よりも強かった。生活リスク認知に及ぼす影響については、責任低-女性群 (.56) は責任低-男性群 (.38,  $|z| = 2.22, p < .01$ ) や責任高-男性群 (.37,  $|z| = 3.36, p < .001$ ) よりも強かった。加えて、不安感は裁判員リスク認知にも有意に

影響を及ぼしていたが、4群間の影響力の差異はなかった。

情報接触量は、責任高-男性群を除き、裁判員制度情報接触量に有意に影響を及ぼしていた。裁判員制度情報接触量は、責任高-女性群を除き、裁判員制度知識量に有意に影響していた。なお裁判員制度知識量が不安感に及ぼす影響については、責任低-男性群 ( $-0.15$ ) は責任高-男性群 ( $-0.44$ ) よりも有意に弱く ( $|z| = 2.71, p < .001$ )、また責任低-女性群は、裁判員制度知識量が不安感に有意には影響を及ぼしていないこともわかった。

## 4. 考察

### 4.1 2007年と2012年における裁判員制度に関係する要因および関連性の差異

裁判員制度施行前の2007年と比較すると、施行3年後の2012年においては、人々は最高裁判所や官公庁の行った政府公報、PRやパンフレットなどによる広報活動、新聞・ニュース等のメディアなどから、裁判員制度に関する情報に接触する機会も多くなっていた。それに伴い裁判員制度に対する認知度や知識量(裁判員制度を知っている、法律の知識が無くてもできるなど)についても、2012年の方が高く、裁判員制度が一般市民に浸透してきていることがわかった。これは酒井(2009)、加藤(2010)の結果とほぼ同じである。

加えて、社会的な意思決定と関連すると考えられる生活リスク認知(仕事への支障がでる、休むと職場の人たちに迷惑がかかる)の減少、「審理時間の確保できる(裁判員コスト認知の反転項目)」の増加などは、裁判員制度に対する知識の増加に伴い、年々、企業や団体、地域社会などの裁判員制度に関する理解(裁判員になることは社会として必要、社会貢献になるなど)や自分の組織に所属する人が裁判員となった場合の対処(人員の確保・再配置、作業行程の見直しなど)が進んできているためと考えられる。

しかしながらその反面、裁判員になることに対する意向や要望は施行前とあまり変化はなく、逆に個人的な意思決定と関連する要因である裁判員コスト認知(裁判員として審理することが面倒、いろいろな制約をうけるなど)については高かった。また2012年の不安感(2007年よりも低かった)とはいえ、評定値自体は高く、ストレスについても依然と

して高いままである。これらのことから、各個人においては、裁判員の仕事に対する理解や意義を十分には見いだせていないと考えられる。

このように裁判員制度に関する知識が多いにもかかわらず、参加意向が高くなっていない原因の一つとして考えられることは、要因間の関連性の強さの変化である。2007年と2012年の要因間の関連性をみると、感情プロセス(不安感→ストレス→後悔予期→裁判員参加意向および裁判員制度への要望)についてはパス係数に有意差はない。しかし認知プロセス(裁判員リスク認知→裁判員ベネフィット認知→裁判員参加意向、裁判員コスト認知→裁判員参加意向)については、前者のパス係数は2007年よりも弱く、後者は強くなっており、有意な差が認められた。そのため裁判員参加意向に及ぼす影響力が打ち消され、裁判員参加意向は変化がなかったのかもしれない。このような弱くなったプロセスと強くなったプロセスが生じた原因の一つとして、マスメディア等の情報内容による影響があると考えられる。裁判員制度施行前の情報は、裁判員制度の意義やメリットが中心であった。しかし裁判員制度が実施された後は、比較的裁判員制度に対する問題点(審理で拘束される日数が多い、現場写真をみて気分が悪くなり裁判員を変えたなど)が多かった。これらの影響により、プロセスの強さに変化が生じたと思われる。

### 4.2 2012年における裁判員制度に関係する要因間の関連性の差異

認知プロセス(生活リスク認知→裁判員コスト認知→裁判員参加意向)に関しては、4群(責任因子高低、男女)に共通して、有意に関連していた。またそれらの影響力についても4群間で差異は認められなかった。ただしベネフィット認知が裁判員制度参加意向に及ぼす影響については、男性のみ有意だった。

それに対し、感情プロセス(不安感→ストレス→後悔予期→裁判員参加意向および裁判員制度への要望)に関しては、責任因子高低と男女の組み合わせによって、影響力に違いが認められた。たとえば男性-責任高群のみ、後悔予期が裁判員参加意向に及ぼす影響が有意でなかった。この後悔予期は、不安感から直接的(責任低-男性群は責任低-女性群よりも影響力が大きい)、および間接的(不安感がスト

レスに及ぼす影響は、責任低-女性群の方が責任高-女性群よりも大きく、ストレスが後悔予期に及ぼす影響は、責任低-女性群の方が責任低-男性群よりも大きい)に影響を受けており、それらの影響力には群間で差異があった。また裁判員制度情報接触量が裁判員ベネフィット認知に直接及ぼす影響や不安感に間接的に及ぼす影響についても、群間で差異が認められた。

これらのことから、裁判員制度に対する参加意向上を高めるためには、情報を提供する時、認知プロセスに影響を及ぼすような情報(裁判員になった人の体験談、裁判員になったことで生じた家庭や仕事上の問題点、裁判員になったことによるメリットなど、裁判員になることを個人的な問題としてではなく社会貢献などの社会全体の問題としてとらえる必要のあることを含む)については、老若男女を問わず、情報を提供し、それに対し、感情プロセスに影響を及ぼすような不安感やストレス(裁判員になることに対する仕事と家事の両立の問題、事件現場等の事件の詳細を知ることに対するストレスなどを含む)などを低減させるための情報提供については、情報の受け手側の個人差を考慮の方が効果的であると考えられる。

#### 4.3 裁判員参加意向上を高めるための方策の提案

裁判員参加意向上を高めるためには、一般市民に共通した方策と、個人差を考慮した方がより効果的である方策があると考えられる。

共通した方策として、裁判員参加意向上を直接規定している裁判員コスト認知の低減があげられる。その一つの方法として、裁判員になった場合の具体的手順や対処方法の提示が考えられる。たとえば、裁判員になった場合、自分の所属する部署の誰に報告・相談すればよいのか、仕事の引き継ぎをどうするのかなどの所属組織に対する手続きに関すること、審理や審理手続きに関すること(おおよその審理日数や拘束時間の提示など)などは重要なことと考えられる。

個人差を考慮した方策としては、不安感・ストレス要因の低減や対処方法の提示が考えられる。たとえば責任因子の低い女性に対しては、不安感・ストレス要因を低減させたり、それらに対する対処方法(事件現場写真を見たことによる嫌悪感やストレスなどに対処する方法、カウンセリングなどの相談窓

口の設置など)の情報を提示するとより効果的と思われる。加えて女性の場合、家事労働の負担軽減に関するアドバイス、特に子育て世帯には裁判期間中の子供の預け先についての情報も必要と考えられる。なぜなら女性が家事労働を担っているという傾向は、夫婦のみの共働き世帯であっても、子育て世帯であっても変わらないからである(総務省統計局, 2008)。よって家族の理解も促進させる必要もある。

これらに加えて、各個人が裁判員として審理するときに注意すべき事項も提示しておく必要がある。その一つとして人の判断に影響を及ぼす認知バイアスがあげられる。たとえば法廷で、被告人の人間性や事件に至った経緯を説明するときに、弁護士は被告人のポジティブな側面を強調して弁護し、逆に検察は被告人の人間性に問題があることを強調するかもしれない。このような場合フレーミング効果(framing effect: 論理的に同じ内容であったとしても、その内容をポジティブに表現した場合と、ネガティブに表現した場合とでは、人の意思決定が変化してしまうバイアスのこと: Tversky & Kahneman, 1981; 1986)によって、中立的な視点から被告人をみるができないかもしれない。事実認定の時には、確認バイアス(confirmation bias: 自分の信念や考えに合致する情報は、合致しない情報よりも、受け入れやすい傾向: Lord, Ross, & Lepper, 1979)によって、公平な判断が阻害される可能性もある。そして裁判員裁判で下される判決が、集団極性化(group polarization: 合議のように集団で意思決定する場合、個人だけの意思決定と比べ、最終的な結論をより極端な方向に導いてしまう傾向)によって、必要以上に厳罰に、あるいはより軽微に処す方向へ影響する可能性もある。もちろんこれら以外でも様々なバイアスが存在するため、それらの影響をできるだけ少なくする必要がある。その方法の一つとしてクリティカルシンキング、たとえば、物事を論理的、客観的、公平にみる偏りのない思考の獲得が考えられる(平山・楠見, 2004; 楠見・平山・田中, 2012)。

裁判員参加意向上を高め、また裁判員が審理する時の問題などを解決するためには、前述したような方策を提示したり、裁判員をさらにサポートするための団体・法人の設立、サポート機能の拡充、裁判員を支援する政策や制度の充実が必要である。たとえば法テラス(日本司法支援センターの通称で、

民事・刑事問わず様々な法的トラブルに関して、必要な情報やサービスを提供している平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な法人、裁判員制度に対する一般市民の疑問や不安などの軽減に役立つことが期待できる(土屋, 2012)のような団体・組織などを有効に活用することも効果的・効率的だろう。

## 5. 結論

裁判員制度施行約2年前の2007年と施行後約3年後の2012年の調査結果により、いくつかの注目すべき事柄が明らかになった。

人々の裁判員制度に関する知識は増え、生活リスク認知などは減少しており、裁判員制度が社会に浸透してきていることがわかった。しかしながら裁判員として参加する意向については、2007年と2012年では変化がなく、各個人の行動を変えるまでには至っていない。また裁判員なることのストレスは高いままで、不安感や後悔予期については、減少しているものの、依然として高い値であり、裁判員制度に対する一般市民個人の理解はあまり進んでいない傾向があった。

これらは、裁判員制度施行前から施行後約5年の間に、最高裁判所を含む官公庁の政府公報やパンフレットなどによる広報活動、新聞やニュースなどによって、社会や一般市民に裁判員制度自体の意義や必要性は浸透してきているが、それと同時に裁判員制度に関する様々な問題点にもメディアなどで触れているため、自分自身が裁判員として裁判に参加した場合の問題点やデメリットなどを意識するようになり、自分が裁判員になることに対する意義を十分には見いだせていないためと考えられる。

裁判員制度に対する一般市民への理解を促進し、裁判員参加意向を高めるためには、個人差も考慮した上で、裁判員についての情報を提示する必要があることがわかった。加えて、裁判員をサポートするシステムの構築も重要と考えられる。

よって今後は、個人差を考慮した情報提示のみならず、裁判員をサポートする組織や団体をどのようにして増やしていくのか、どうすればそれらを一般市民に活用してもらうようになるのかについて考えていく必要がある。さらには、人々の意思決定に影響を及ぼす様々なバイアスをどのような組織や団体で、どのようなシステム(最高裁判所のホームペー

ジに掲載する、特定の団体などでレクチャーする、裁判員候補者向けのパンフレットで説明するなど)を用いて伝えることが最も効果的・効率的であるのかについても、十分議論する必要があるといえる。

なお、本研究の結果は調査研究に基づいた関連データによる分析結果である。また、本モデルの適合度もそれほど高くなかった。そのため本研究で想定したものは異なる因果関係が認められる可能性がある。また2007年と2012年の比較についても、同一回答者を追跡調査によって立証したわけではないので、本研究で明らかにされた2007年と2012年との差異は、裁判員制度施行前と施行後という要因以外が影響したために生じたものかもしれない。よって同一回答者に対して追跡調査も行い、再検証する必要があるだろう。

## 文献

- 平山 るみ・楠見 孝(2004). 批判的思考態度が結論導出プロセスに及ぼす影響: 証拠評価と結論生成課題を用いての検討. 『教育心理学研究』, **52**, 186-198.
- Janis, I., & Mann, L. (1977). *Decision making: A psychological analysis of conflict, choice, and commitment*. New York: Free Press.
- 加藤 元宣(2010). 開始1年・裁判員制度に対する国民の意識~裁判員制度に関する世論調査(第3回)から. NHK放送文化研究所, 放送研究と調査, 2010年9月号, 2-12. ([http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2010\\_09/100901.pdf](http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2010_09/100901.pdf)) (2014年12月9日).
- 川市 幸代・木村 早希・大木 桃代(2009). ボランティア活動者のコンピテンシーの作成. 『生活科学研究』, **31**, 95-106.
- 楠見 孝・平山 るみ・田中 優子(2012). 批判的思考力を育成する大学初年次教育の実践と評価. 『認知科学』, **19**, 69-82.
- 楠見 孝・上市 秀雄(2008). 意思決定スタイルの個人差の構造: 衝動型-熟慮型と後悔の関係. 日本心理学会第72回大会発表論文集, 930.
- Li, S., Zhou, K., Sun, Y., Rao, L., Zheng, R., & Liang, Z. (2010). Anticipated regret, risk perception, or both: Which is most likely responsible for our intention to gamble? *Journal of Gamble Studies*, **26**, 105-116.
- Lord, C. G., Ross, L., & Lepper, M. R. (1979). Biased assimilation and attitude polarization: The effect of prior theories on subsequently considered evidence. *Journal of*

- Personality and Social Psychology*, **37**, 2098–2109.
- 野口 素子・佐藤 弥・吉川 左紀子 (2005). 情動喚起刺激としての映像：日本人被験者による評定実験. 『電子情報通信学会技術研究報告』, **104**, 1–6.
- 織 朱實 (2003). 環境政策における市民参加制度：米国環境法施行における市民参加制度の概要. 『環境情報科学』, **32**, 24–29.
- 酒井 芳文 (2009). 裁判員制度 国民の意識と課題～裁判員制度に関する世論調査から～. NHK 放送文化研究所, 放送研究と調査, 2009年3月号, 24–33. ([http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2009\\_03/090302.pdf](http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2009_03/090302.pdf)) (2014年12月9日).
- 最高裁判所 (2005). 裁判員制度の紹介. 裁判員制度－平成21年5月21日スタート!! (<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/index.html>) (2014年12月9日).
- 最高裁判所 (2008). 裁判員制度に関する意識調査. 2008年4月1日. ([http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08\\_04\\_01\\_isiki\\_tyousa.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyousa.html)) (2014年12月9日).
- 最高裁判所 (2012). 裁判員裁判実施状況の検証報告書. ([http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09\\_12\\_05-10jissi\\_jyoukyou.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html)) (2015年3月3日).
- Seligman, M. E. P. (1991). *Learned optimism*. New York: A. A. Knopf.
- 総務省統計局 (2008). 夫と妻の仕事, 家事・育児, 自由時間の状況－「男女共同参画週間」にちなんで－(社会生活基本調査の結果から). 総務省統計局, 2008年6月20日. (<http://www.stat.go.jp/data/shakai/topics/topi30.htm>) (2015年3月3日).
- 土屋 美明 (2012). 裁判員制度の背景と課題：世代を超えて課題の克服へ定着させ豊かな司法を. 総合法律支援論叢 (第1号) (平成24年3月発行). (<http://www.houterasu.or.jp/cont/100486927.pdf>) (2014年12月19日).
- Tversky, A., & Kahneman, D. (1981). The framing decisions and the psychology of choice. *Science*, **211**, 453–458.
- Tversky, A., & Kahneman, D. (1986). Rational choice and the framing of decisions. *Journal of Business*, **59**, S251–278.
- 上市 秀雄 (2011). 後悔予期尺度作成の試み. 日本心理学会第75回大会発表論文集, 859.
- 上市 秀雄・楠見 孝 (2006). 環境ホルモンのリスク認知と回避行動. 『認知科学』, **13**, 32–46.
- 上市 秀雄・楠見 孝 (2010). 裁判員制度に対する参加意向・要望に影響を及ぼす認知・感情要因の関連性：定職の有無による比較. 『認知心理学研究』, **7**, 89–101.
- 上市 秀雄・高橋 由直 (2005). 意思決定スタイルや選択コストが感情の時間的变化に及ぼす影響. 日本心理学会第69回大会発表論文集, 917.
- Ueichi, H., & Kusumi, T. (2008). Structural equation modeling of risk avoidance in everyday life. In K. Shigemasa, A. Okada, T. Imaizumi, & T. Hoshino (Eds.), *New Trends in Psychometrics*, 491–500. Universal Academic Press.

(Received 30 Dec. 2014)

(Accepted 3 April 2015)



上市 秀雄 (正会員)

1999年東京工業大学大学院社会理工学研究科人間行動システム専攻博士課程修了, 博士(学術), 東京工業大学大学院社会理工学研究科助手, 筑波大学社会工学系講師をへて, 現在筑波大学システム情報系准教授. 意思決定, リスク認知, 感情, 個人差に関する調査, 心理実験を行う研究に従事. 著書「災害・危機と人間－発達科学ハンドブック7」(分担著, 新曜社), 「リスクの社会心理学：人間の理解と信頼の構築に向けて」(分担著, 有斐閣), 「犯罪と市民の心理学：犯罪リスクに社会はどうかかわるか」(分担著, 北大路書房) など. 日本心理学会, 日本リスク研究学会, 他各会員. E-mail: ueichi@sk.tsukuba.ac.jp



楠見 孝 (正会員)

1987年学習院大学大学院人文科学研究科心理学専攻博士課程単位取得退学, 博士(心理学), 筑波大学講師, 東京工業大学助教授をへて, 現在京都大学大学院教育学研究科教授. 言語, 思考, 記憶, 学習, 意思決定などの高次認知の心理学的研究に従事. 著書「ワードマップ：批判的思考：21世紀を生きぬくりテラシーの基盤」(共編著, 新曜社), 「実践知：エキスパートの知性」(共編著, 有斐閣), 「メタファー研究の最前線」(編著, ひつじ書房) など. 日本心理学会, Cognitive Science Society 各会員. E-mail: kusumi.takashi.7u@kyoto-u.ac.jp

付録 意思決定スタイルの因子負荷量行列（最尤法、プロマックス回転）

| 意思決定スタイル因子名                     | 因子1   | 因子2   | 因子3   | 因子4   | 因子5   | 因子6   | 因子7   | 因子8   | 因子9   | 因子10  | 因子11  |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大化方略因子                         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 何をすすにしても自分なりの最高の基準がある           | .755  | -.090 | .053  | -.075 | .003  | .056  | -.062 | -.031 | .031  | .055  | -.100 |
| 最高の結果のことを想像しながら、どれを選ぶかを決める      | .739  | .019  | -.094 | .022  | .013  | .007  | .035  | .034  | .031  | -.002 | -.022 |
| 常にベストのことを考える                    | .712  | .141  | -.083 | .080  | .016  | -.119 | -.040 | .011  | -.058 | -.026 | .029  |
| 最も満足できるものを手に入れたと思う              | .636  | -.146 | -.134 | -.009 | .041  | .140  | .179  | -.041 | .030  | .042  | .111  |
| 相対的によいものではなく、絶対的によいものを選びたい      | .581  | -.118 | .026  | -.075 | -.072 | .040  | -.043 | -.024 | .085  | .116  | .139  |
| 大きな目標を立てる時は必ず目標達成に必要な課題を明らかにする  | .521  | .058  | .128  | .036  | -.018 | -.049 | .047  | -.073 | -.108 | -.037 | -.117 |
| 責任を持った決定因子                      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 選択を誤って失敗したとしても、失敗もよい経験になると思う    | -.006 | .843  | -.011 | -.002 | .069  | -.064 | .001  | .054  | .125  | .044  | -.133 |
| 自分で決めたことなら、どんな結果であつたとしても受け入れる   | -.052 | .822  | .001  | .015  | -.067 | -.030 | -.042 | .046  | .061  | .027  | .001  |
| 人のアドバイスで決定したとしても失敗した場合の責任は自分にある | -.109 | .741  | -.037 | -.016 | .014  | .105  | .050  | -.098 | -.008 | .070  | .023  |
| 何事も自分の責任で決める                    | .045  | .741  | -.023 | -.094 | -.030 | .041  | .026  | -.056 | .081  | .035  | .007  |
| 熟慮的決定因子                         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 最悪の結果が生じたことを想像して、どれを選ぶかを決める     | -.065 | -.104 | .766  | -.030 | -.005 | .013  | .031  | -.009 | .023  | .145  | -.071 |
| 何事も成功した場合と、失敗した場合のことを考える        | -.097 | -.053 | .746  | -.065 | .011  | .118  | .079  | -.012 | .110  | -.019 | -.042 |
| 今後の将来のことまで考えた上で、自分の行動を決める       | .039  | .067  | .673  | .030  | -.038 | -.069 | -.160 | .027  | -.119 | -.068 | .038  |
| 他の人の事例を参考にする                    | -.020 | .021  | .402  | .139  | .060  | -.054 | .130  | .062  | .032  | .008  | .061  |
| 自分の過去の経験を参考にする                  | -.091 | .226  | .360  | .015  | -.114 | .058  | .079  | -.036 | -.072 | .094  | .181  |
| 何事も計画的に考えて行動する                  | .238  | .008  | .356  | .058  | .049  | -.063 | -.060 | .018  | -.112 | -.305 | .044  |
| 様々なことを考慮して、自分の行動を決める            | .170  | .210  | .294  | -.027 | .059  | .073  | .069  | .054  | .051  | -.250 | .031  |
| 多い情報による混乱因子                     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 情報が氾濫しすぎていて、どの情報が有益なのか判断するのが難しい | -.017 | .021  | -.078 | .831  | -.098 | -.001 | .103  | -.009 | .037  | -.034 | .019  |
| 情報が多すぎると、どうしたらいいのかわからなくなる       | -.038 | .006  | .019  | .821  | .006  | -.084 | -.013 | .011  | .013  | .046  | .018  |
| 自分自身がおかれている現状を把握できなことがある        | .051  | -.089 | .093  | .498  | .027  | -.032 | -.105 | -.040 | .234  | .055  | -.067 |
| 様々な情報から、有益な情報を取り出すことが得意である      | .190  | .099  | .280  | -.353 | -.046 | -.162 | .063  | -.016 | .025  | .004  | -.002 |
| 迷い因子                            |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 最終的な判断を下すことがなかなかできない            | -.089 | .034  | -.019 | -.055 | .925  | -.083 | .000  | .014  | -.001 | .006  | .016  |
| 迷ってしまうと、どれか一つに決められなくなってしまう      | .040  | -.003 | -.045 | .026  | .838  | -.042 | .001  | .004  | .026  | .038  | -.008 |
| いつまでもいろいろと考えてしまう                | .056  | -.042 | .060  | -.029 | .736  | .097  | -.006 | -.019 | .009  | .000  | .029  |
| 悲観主義因子                          |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 人の意見を参考にしても、良い結果が得られるとは限らないと思う  | .033  | .111  | -.040 | -.105 | -.044 | .813  | -.036 | -.058 | .023  | .002  | -.010 |
| どんなに情報をあつめても、将来どうなるかは誰にもわからない   | .033  | .028  | -.039 | .075  | -.020 | .773  | .030  | .037  | .000  | -.058 | -.018 |
| どんなに考えても、運が悪ければ悪い結果が生じてしまうと思う   | -.009 | -.103 | .145  | -.012 | .024  | .661  | -.070 | .122  | .048  | .053  | -.005 |

.814

.832

.790

.749

.866

.788

| 意思決定スタイル因子名                   |  | 因子 1  | 因子 2  | 因子 3  | 因子 4  | 因子 5  | 因子 6  | 因子 7        | 因子 8        | 因子 9        | 因子 10       | 因子 11       |
|-------------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 選択肢の比較因子                      |  | α 係数  |       |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
| 何かを決めるときは、できる限り様々な選択肢を比較する    |  | .744  |       |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
| 何かを決めるときは、様々な条件を総合的に判断して決める   |  | -.084 | .037  | .010  | -.042 | .031  | -.075 | <b>.895</b> | -.050       | -.016       | .036        | .053        |
| さまざまな選択肢の良いところを取り上げて比較検討する    |  | .101  | .065  | .049  | .021  | -.016 | .019  | <b>.700</b> | .016        | -.075       | .001        | -.103       |
| さまざまな選択肢の悪いところを取り上げて比較検討する    |  | .123  | .023  | -.041 | .060  | -.043 | .026  | <b>.550</b> | .121        | .030        | -.120       | .023        |
| 満足化因子                         |  | .707  |       |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
| そこそこ満足できるものであれば、それで十分である      |  | -.060 | -.008 | -.018 | .005  | .049  | .115  | .068        | <b>.802</b> | -.077       | -.071       | -.043       |
| 自分の最低限の基準を満たしていれば良い           |  | -.043 | .013  | .056  | .012  | -.001 | .039  | -.034       | <b>.750</b> | -.020       | -.004       | .021        |
| 今さえよければよいと思う                  |  | .087  | -.064 | -.023 | -.098 | -.112 | -.178 | -.029       | <b>.481</b> | .240        | .196        | .053        |
| 決定引き延ばし因子                     |  | .596  |       |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
| 何かものを決めることを先延ばしにしてしまう         |  | -.045 | .101  | .056  | .112  | .141  | .031  | .025        | -.058       | <b>.785</b> | -.092       | .050        |
| 今すぐやらなくても、そのうち何とかなるだろうと思う     |  | .083  | .155  | -.016 | .073  | -.043 | .045  | -.035       | .035        | <b>.728</b> | .018        | .010        |
| どうせやらなければならぬのなら、さっさと終わらせておきたい |  | .065  | .245  | .035  | .127  | .057  | .042  | -.038       | .030        | -.409       | .158        | .055        |
| 衝動的決定因子                       |  | .684  |       |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
| そのときの思いつきで行動することがある           |  | .051  | .126  | -.028 | .015  | -.017 | -.063 | .022        | -.004       | -.008       | <b>.780</b> | -.018       |
| 感情的になっってしまうことがある              |  | -.038 | -.008 | .077  | .150  | .053  | .088  | .016        | -.045       | -.119       | <b>.472</b> | .086        |
| 自分の気持ちと行動とが一致しないことがある         |  | .066  | -.111 | .158  | .297  | .064  | .063  | -.030       | -.012       | -.005       | <b>.402</b> | -.098       |
| その時の自分の気持ちに従って、自分の行動を決める      |  | .147  | .268  | -.062 | .028  | .072  | .034  | -.027       | .139        | -.042       | <b>.390</b> | .029        |
| 後悔回避因子                        |  | .761  |       |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
| 絶対失敗はしたくないと思う                 |  | -.045 | -.140 | -.021 | -.036 | .035  | -.071 | .065        | .040        | .013        | .002        | <b>.919</b> |
| 絶対に後悔はしたくない                   |  | .128  | .088  | .003  | .037  | -.006 | .072  | -.092       | -.056       | .041        | -.010       | <b>.670</b> |
| 因子間相関行列                       |  | 因子 2  | .569  |       |       |       |       |             |             |             |             |             |
|                               |  | 因子 3  | .553  | .391  |       |       |       |             |             |             |             |             |
|                               |  | 因子 4  | -.040 | -.040 | .093  |       |       |             |             |             |             |             |
|                               |  | 因子 5  | -.041 | -.229 | .171  | .576  |       |             |             |             |             |             |
|                               |  | 因子 6  | .275  | .424  | .370  | .347  | .203  |             |             |             |             |             |
|                               |  | 因子 7  | .598  | .511  | .595  | .131  | .110  | .433        |             |             |             |             |
|                               |  | 因子 8  | -.093 | .081  | -.042 | .242  | .118  | .231        | .033        |             |             |             |
|                               |  | 因子 9  | -.322 | -.387 | -.210 | .268  | .360  | -.053       | -.106       | .305        |             |             |
|                               |  | 因子 10 | -.105 | -.098 | -.185 | .507  | .193  | .221        | -.084       | .330        | .389        |             |
|                               |  | 因子 11 | .423  | .197  | .318  | .295  | .249  | .369        | .348        | .039        | -.086       | .245        |